

令和2年度若者支援コンシェルジュ事業 若者サポーター 登録要項

この事業は、県内の若者(概ね40歳未満)たちが地域活動に関して気軽に相談できる窓口機能を設置することで、若者が持てる力を十分に発揮できる環境づくりを行い、若者たちの新たなつながりと結び付きによる更なる地域の活性化を図ることを目的としています。

■若者サポーターとは

若者サポーターは若者の活動を応援するため、相談内容に応じた**現地指導**をおこなう“活動の助っ人”的な役割です。今年度は県内在住の方17名程度がサポーターとなる予定です。熱い気持ちはあるけれど、形にしたり書類にまとめたりといった知識やスキルが不足しがちな若者団体に、サポーターが関わることでより良い成果を出してもらうことがこの制度の目標です。ぜひ、あなたの力をサポーターとしてお借りできれば幸いです。

[現地指導の種類]※相談者にどちらがよいかを選んでいただきます

相談：相談に対してのアドバイスや経験談の紹介をする

出向：相談に対して、具体的に作業をサポートする



スキルを活かして活動をサポート！

■委嘱期間と謝礼等について

委嘱期間：委嘱時～令和3年3月31日

謝礼：相談・出向 1回(2時間)につき 10,000円(遠隔サポート 1H5,000円)
※全体で最大50回程度を見込んでいます。

交通費：1kmあたり25円(往復の距離数をお知らせください)

※同一団体への複数回の出向や2時間以上の対応が必要な場合は、1回2時間と換算して、その回数分の謝金・旅費をお支払いします。(3回分まで)

(トラブルを避けるため、事前申請をお願いします。直前申請も可能です。)

※お支払いは原則として源泉所得税を差し引き、個人名義での支払いとなります。

<お渡しするもの>

- ・委嘱状 　・名刺 　・名札(新規の方のみ)
- ・プロフィール記入用紙 (記入してご返信ください)
- ・センター振込口座記入票 (記入してご返信ください)
- ・若者センター旅費交通費申請書 (支払いがあった月にまとめて申請)
- ・サポート報告書 (サポートを実施した後に事務局へ提出)

<連絡ツール>

- ①メーリングリスト : メールによる連絡やデータの送信を行います。
- ②Facebook メッセンジャーグループ : リアルタイムな連絡共有に使用します。
- ③ウェブ会議システム : Zoom または Cisco を使いミーティングを実施します。

<支援実施について>

1. サポートの所要時間

- ・依頼者1人につき2時間×3回までを限度とします(移動や準備の時間は除く)。
- ・1回のサポートで3時間を超え4時間以内の場合は2回実施とみなします。
- ・1回のサポートで5時間を超え6時間以内の場合は3回実施とみなします。
- ・遠隔サポートが必要な場合は事務局にその旨を相談してください。
インターネットを利用したサポート時は、1時間単位での実施とします。

2. サポートの注意点

- ・初回はヒアリングの時間を充分にとり、サポートの流れと到達点を依頼者とセンターで共有するようにしてください。
- ・センターが本来の生業とする業務と重複するサポートとなることが考えられますので、業務を圧迫しない範囲でのサポートをあらかじめご検討いただき、線引きが必要な場合は事務局までお申し出ください。
- ・その他、不明な点は事務局までお気軽に問い合わせください。

■相談・出向のながれ

1)依頼

事務局で**相談者**から申し込みを受け付けたら、その内容に適していると思われる**サポーター**にお声がけします。
可能かどうかをご検討ください。



2)訪問日の設定

相談者に直接連絡していただき、実施する日時を設定してください。(初回のみ事務局同席)
※決まつたら事務局にもご報告ください。



相談者に訪問し、相談またはサポートをお願いいたします。(事務局が同行することもあります)
※話し合いの中で、時間延長や複数回の実施が必要と思われる場合は、事務局に電話やメッセージでその旨お伝えください。
(原則として事後報告不可。)



どのような実施をしたか、所定の報告書に記載してご送信ください。(報告用のフォーマットはこちらで準備します。あまり複雑なものではないので実施から1週間以内にメール等でご返送ください)



■若者サポーターミーティング

「若者サポーター」を、より効果的にしていくため、若者サポーターが集まるミーティングを予定しています。ご多忙のところ恐縮ではあります、できるだけご参加いただければ幸いです。

1. 開催時期 : 年4回(5月、8月、10月、翌年2月)
2. 開催場所 : 山形市内を予定
3. 内容 :
 - ① 若者サポーターズ研修
 - ② 制度や進捗の説明、意見交換
 - ③ 今後についての希望 等

※ミーティングでは、謝金はお支払いいたしませんが、自宅から開催場所までの距離に応じた旅費をお支払いいたします。ご了承ください。

■注意事項

- ★その他詳細については、若者サポーター登録規約をご覧ください。
- ★ご質問やご相談などは、コンシェルジュ事務局までお気軽に尋ねください。

若者支援コンシェルジュ事務局

(AISOHO企業組合内)

TEL 070-5621-7111 (平日 9~17 時)

FAX 023-674-0703

E-mail concierge@aisoho.jp